

議決した議案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

可決・同意したものの

★区長提出議案

◆令和3年度練馬区繰越明許費繰越計算書の報告について

◆練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

◆練馬区特別区税条例等の一部を改正する条例

◆練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築電気設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

練馬区議会議員表彰



上野ひろみ議員 倉田れいか議員

区政の進展に多大な貢献をしたことにより、区長から、議員在職通算15年の表彰を受けました。(令和4年6月14日)

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築電気設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について

◆練馬区教育委員会委員任命の同意について



起立裁決の様子

★議員提出議案

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

◆子育て支援の拡充を求める意見書

結果のでた陳情

採

扱

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

◆陳情第47号 練馬区手話言語条例(仮称)の制定について

意見書

2件の意見書を可決し、関係機関へ6月21日に提出しました。

子育て支援の拡充を求める意見書

厚生労働省が発表した令和3年の出生数は81万1,604人で、6年連続で過去最少を更新した。また総務省の発表によると、我が国の人口は前年と比べ64万4,000人減少し、11年連続の減少となったことに加え、統計を取り始めた1950年以来、過去最大の減少率となっている。少子高齢化による人口減少が我が国最大の国難であるとして、その解決を図るべく、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたが、出生数の減少に歯止めがかかっていない。そうした中、国や自治体を実施する子育て支援策には所得制限が設けられているものが多く、支援の対象から外れてしまう子どもが多くいる現状が注目を集めている。

令和3年度に実施された子育て世帯等臨時特別支援事業は児童手当の所得制限に準拠し実施され、本区においては全体の約25%、26,000人余りの児童には支給がされなかった。加えて児童手当に関しては、令和4年10月支給分より、所得制限限度額を超える世帯の特例給付が廃止されることが決定している。また、0歳～2歳の幼保無償化をはじめ、いわゆる高校無償化や大学無償化と呼ばれる各種支援制度のいずれにおいても所得制限が設けられ、そうしたしわ寄せが子どもの進路や将来の可能性を狭めることにつながりかねない。こうした所得制限の設定により、手当や助成等も含めた総収入額が逆転してしまう不公平な現象が生じており、頑張っている子育て世帯への給付が無くなってしまおうという事態は、働き盛りとされる子育て世帯の就労意欲をそぎ、最終的には、少子化をより一層促進させるおそれもある。先日開催された政府の税制調査会の総会において、有識者から「子育て支

援に所得制限を設けると社会に分断が生じる」という問題提起がなされただけでなく、日本税理士会連合が令和3年8月5日に国に提出した「令和4年度税制改正に関する建議書」の中には、現行の児童手当に関して、「所得制限があるため、一定額以上の所得のある者については最低生活費部分に課税が及ぶことになり、憲法の要請からも適切でないと考えられる。したがって、児童手当の所得制限の廃止又は年少扶養控除の復活を検討すべきである。」との記載がある。

我が国の将来を担う子どもたちにしっかりと予算を割いていくことは、未来に対する投資であり、親の所得にかかわらず、全ての子どもが平等に扱われるべきである。またそうすることが誰もが子どもを産み育てやすい社会の形成につながり、我が国の長年の課題である出生数の改善にも寄与するものと考えられる。

よって、本区議会は国会及び政府、並びに東京都に対し、児童手当をはじめとした各種子育て支援策に対する所得制限の撤廃や多子世帯に対する支援の充実など、子育て支援を拡充することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

▷宛先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、東京都知事

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し児童・生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校(エコスクール)事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置(8%)の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほかに、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童・生徒に快適な教育環境を整えることができた。

また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設(身近な教材)を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要であり、特に、多くの学校での実施が重要である。よって、本区議会は国に対し、技術面(学校施設のZEB化に関する先進的なモデルの構築及びその横展開等)及び財政面(学校施設整備に対する国庫補助)について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

- 1 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行うこと。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い「できることから取り組む」自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
- 2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

▷宛先・文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣